

埼玉県精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）判定委員会設置要綱

（目的）

第1 精神保健福祉センター長は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第45条の規定に基づく、精神障害者保健福祉手帳交付の可否及び障害等級の判定、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第52条の規定に基づく、自立支援医療（精神通院）の支給認定に関する事項を審査するため、埼玉県精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2 委員会は次の事項に関する交付の可否及び等級の判定を行う。

- （1） 精神障害者保健福祉手帳
- （2） 自立支援医療（精神通院）

（委員の任免）

第3 精神保健福祉センター長は委員会委員の委嘱、任命及び解任を行う。

（委員）

第4 委員の任期は2年を原則とし、任期途中で委員に変更があった場合、新たな委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、精神保健指定医をもってそれにあてるものとする。
- 3 委員の数は8名とする。

（委員長）

第5 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会）

第6 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 委員会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員全員の合議による。

（案件の取り扱い）

第7 委員会は、第2に定める事項の審査の円滑化を図るため、複数の小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 小委員会には、長を置き、委員の互選で決定する。

- 4 小委員会において決定された判定結果をもって、委員会の判定結果とする。
- 5 その他小委員会の運営に関しては、第6の規定を準用する。

(会議の非公開)

第8 委員会並びに委員会に係る審査資料、決定事項及び会議録は公開しない。

(事務)

第9 委員会及び小委員会の事務は、精神保健福祉センター管理業務部審査担当において処理する。

(個人情報の保護)

第10 委員は業務により知り得た個人情報を他に知らせてはならない。

- 2 その他、本業務を通じて知り得た個人の情報については、埼玉県個人情報保護条例に定めた規定が適用される。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。